

さいたま人権教育

2024 年
11 月 1 日発行

No.452

さいたま人権教育 編集責任者 石川享助 発行 埼玉県人権教育研究協議会
〒360-0011 埼玉県熊谷市池上 165-2 埼玉人権・同和センター内 Tel 090-2162-1613
E メールアドレス saijinkyu@kvj.biglobe.ne.jp

差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう
狭山問題の本質をとらえ、自らの課題として、同和教育を確立しよう

第 49 回研「集会の基調」

(1) はじめに

戦後、日本国憲法と教育基本法にもとづき、個人の尊厳と人権の尊重を基軸とした民主教育が開始されました。しかし、多くの教員たちは被差別部落の子どもたちの長欠・不就学の状況を放置していました。「今日もあの子が机にいない」という実態に目を向けた教員たちが被差別部落への家庭訪問をくり返し、子どもたちの生活の背景を学び、子どもたちの教育を受ける権利の保障の実現にとりくみました。これが同和教育運動のはじまりであり、今日の日本における人権教育の原点です。

現在は、「人権教育及び人権啓発に関する法律」(2000 年)や「部落差別解消推進法」(2016 年)など関係する諸法令に基づいて、人権教育はすべての学校や地域で取り組まれるべき課題となっています。

埼玉県人権教育研究協議会も、前身の埼玉県同和教育研究協議会から一貫して「差別の現実から深く学ぶ」という原点を引き継ぎ、県内の同和教育・人権教育の推進に役割を果たそうとしてきました。この研究集会も 49 回を数えます。原点を堅持しながら、今日的課題に取り組んでいきたいと思ひます。

(2) 部落問題の現在

同和対策に関わる法が切れていた空白の約 15 年間を経て 2016 年、「部落差別解消推進法」が成立し、その後埼玉県では 2022 年、「埼玉県部落差別解消推進条例」が制定され、それらに基づいて少しずつ差別解消への取組がなされるようになってきました。しかし、現在の深刻な差別事象を見ると、まだまだ取り組みは足りないと云わざるを得ません。いくつか事例をあげます。

①「部落探訪」削除裁判

一つは、「部落探訪」です。鳥取ループ・現社は、埼玉県内においても 27 か所以上の被差別部落を訪れ、その写真や動画をネット上に載せています。これは、差別されない権利の侵

害です。昨年 6 月に東京高裁で「全国部落調査」復刻版出版事件控訴審判決が出されましたが、それは出版差し止めの範囲を拡大するとともに、人には「差別されない権利」があることを認めるものでした。また、部落差別解消推進埼玉県条例では、第 3 条で「インターネットによる情報の提供」を差別行為として例示しています。それらに照らしてみれば、「部落探訪」は明らかに不当な差別行為です。このことに対して、当該市長も法務局に対し削除要請を行い、また、さいたま地裁において現在、「部落探訪」削除裁判が進行しています。

②土地差別事件

二つ目に、三重県であった土地差別事件を挙げておきます。昨年のことです。三重県の教員夫婦がマイホーム建設のために土地の購入を契約しました。ところが、突然この教員夫婦が契約解除を申し出てきました。業者に対し「そこは同和地区ではないか」と激しく非難し、強硬に契約解除と慰謝料を求めてきたのです。これについて、今年 2 月、三重県は県条例に基づいて「部落差別行為」と認定し、教員に対し正しい知識と理解を求め「今後二度と同様の行為を行うことのないように」と「説示」を行いました。さらに 7 月、県教育委員会はこの教員夫婦に減給の懲戒処分を行いました。

「部落探訪」も三重県土地差別事件も、極端な事例に見えるかもしれませんが、表に出ている事象の背後に同様の意識をもつ人たちが何百倍もいるのだということに、私たちは注意しなければなりません。また、これらは子どもたちにも影響する問題だということも考えておかねばなりません。

(3) さまざまな人権課題

子どもたちに人権作文を書かせる取組は広く学校で行われています。ただ、忙しい中だからでしょうか、「『人権って何?』と思ったらネットで調べて」という指導を耳にすることがありました。軽いばかりか、危うい指導だと思ひ

ます。そもそも、日本国憲法に書かれているとおり基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって」(97条)、国民は「不断の努力によってこれを保持しなければならない」(12条)のです。先人たちによってそのための努力が積み重ねられてきましたが、それでも部落問題を含め、なお残る課題や、新たに気づかれることになった課題があります。いくつか例を挙げます。

①外国人の人権問題

埼玉県内で特に昨年から騒がれているクルド人排斥の動きは、その一つです。県外から来る一部の人たちが中心になって始めたヘイト行動ですが、それに同調する人たちも一定数いることに注意しなければなりません。犯罪集団であるかのような誹謗は目に余るものがあります。これに対して川口市長は「外国人排斥につながり、よろしくないという思いだ」と話しています。川口市は、クルド人の子どもの就学援助や未払いの医療費の立て替えを市独自で行っていて、国にその支援を求めています。地域の人たちが一緒になってクルド人の祭りを楽しんだという報道がありましたが、そんな共生こそめざすべきところでしょう。

今年9月は、関東大震災時における朝鮮人らの虐殺について、各地で慰霊祭が催され、改めて記憶に刻む機会となりました。一方、歴史的事実から目をそらそうという動きもあります。なぜ、在日朝鮮・韓国人がいるのか、どういう生き方をしてきたのか、歴史に学ぶことを忘れてはいけません。

埼玉の朝鮮学校への補助金は止められたままになっていますが、歴史の忘却と無関係ではないでしょう。地理の授業で領土をテーマにして学習しているとき、子どもたちが隣国を「昔のことを引きずっている」「根に持つタイプ」などと揶揄する発言が続いたという事例があります。子どもは、世間に流布する極端な見方に影響を受けます。そういうときこそ、史実に基づいた理性的で批判的な思考が大事にされなければなりません。

②優生思想の克服

今年7月、旧優生保護法について、最高裁大法廷は全員一致で違憲という判断をくだしました。旧優生保護法のもとで障がいなどを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決です。憲法13条(個人の尊厳)と14条(平等権)に違反し、1948年の立法自体が不当なものであり、国に責任があると断じました。基本的人権を踏みにじられた障がいのある人たちの悔しさが幾分かでも晴れるものであったかと思えます。そしてこの10月、国会で「補償法」が全会一致で成立しました。

ここで優生思想について、私たちは改めて考えておかねばなりません。まだこの社会に、そして人の心に残ってはいないかと。

2016年7月やまゆり園の事件は大きな教訓を残しました。犯人は「意思疎通のできない障害者は不幸を生む」と考えていました。ここに「生

産性」のない者は要らないという考えがあります。「生産性」は、学校では、様々に測られる「能力」としてとらえられます。とすると「能力」で劣る者は価値がない、という認識につながります。でもそうでしょうか。そんなことはありません。やまゆり園で犠牲になった人の母親がこう言っています。「娘のおかげで、人の良いところを見つけるのが上手になった。娘は多くの学びをくれる先生だった」と。誰もが誰かにとって価値ある存在で、だから等しい価値をもっているのです。

「能力」なるもので人を測り、比べること自体を疑うことも必要です。学校が考えなければいけないところです。

③戦争という人権問題

戦争は最大の人権侵害です。世界各地で起きている惨い戦禍には、子どもたちも関心を寄せています。「人が悲しみ苦しむとわかっているのになぜ戦争するの?」それに答えられないでいる大人たちです。

そんな中で、今年4月名古屋市長はこういう発言をしました。「祖国のために命を捨てるのは高度な道徳的行為だ」。そしてそのために学校の役割が大事とも。日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」(13条)と述べています。これは、国家とか民族とか、あるいは家父長制的家族というような「全体」が究極の価値ではなく、それぞれの個人が価値の担い手であるという原則を謳っています。これが基本的人権の根本です。これに照らして名古屋市長のような認識は妥当なのかどうか、冷静に考えてみる必要があります。

ほか、女性、性的マイノリティ、ハンセン病、障がい者、外国人、高齢者、アイヌ、沖縄等々に関わる様々な人権問題が、見ようとすれば随所で、具体的な事実として見えてきます。また、その解決に向けて「不断の努力」も重ねられています。私たちは解決のために努力する側に立ちたいと強く思います。

(4) 子どもたちをめぐる状況

昨年4月、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法および児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し」と、その目的を謳っています。現状をみるとその実現にはまだ大きな課題が立ちまわっていると言わざるをえません。そのうちいくつかの課題に絞って挙げてみます。

①子どもの権利条約の理解

そもそも、子どもの権利について教員の理解はどのようなのでしょうか。こういう調査結果があります。教員を対象にした調査です。数字は○と回答した教員の割合です。(NGO セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査2022年4月発表)ア:子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。 27.6%イ:子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視さ

れる。64. 1%
ウ：子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。

19. 8%
エ：子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。

59. 8%
子どもの権利条約に照らせば、ア×、イ○、ウ×、エ○です。権利と義務は対概念ではないこと、子どもには年齢にかかわらず意見表明権があること、子どもは権利の主体でありパターンリズム注(1)は排されること、遊んだり休んだりする権利があることについて、正しく理解しているほうが多数とはいえ、誤解している教員は相当の割合でいることがわかります。

②子どもの貧困

今年の6月、「子どもの貧困対策法」を改め、一歩進めて「こどもの貧困解消法」が成立しました。基本理念として、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」と謳っています。

貧困家庭を対象にした夏休みに関する調査（認定NPO法人キッズドア2024年）があります。

・夏休みは短い方がいい（47%）、ない方がいい（13%）

・生活費がかかる（78%）、昼食が大変（76%）

・特別な体験（旅行など）ができない（74%）

この3つめの項目については、「体験格差」という言葉でも語られるようになりました。別の法人の調査によると、年収300万円未満の世帯は3人に1人が直近1年の間に学校外体験がゼロということです注(2)。さまざまな体験の機会が乏しいことは、子どもの成長に大きなマイナスとなります。

子どもたちに日々接している教員は、これまでも、給食費の納入に困っている家庭、修学旅行を辞退する子、費用が掛かるので部活動に参加しない子など、経済的に困窮する家庭が少なからずあることに心を痛めてきました。今、貧困の現実とは広がっているように思われます。一方、学校は、働き方改革の名の下に家庭や地域に直接触れていく機会が減っています。そのため、一見ふつうにしているように見える子どもの中にも、困っている子がいるということを見逃してしまう可能性もあります。「ふつう」にふるまうことが、その子の内面でどれだけ重い荷になっていることか。

貧困下の小中高生は、経済的だけでなく、精神的にも不安定になりやすく、学校に居場所がないと感じる割合も高くなっています。また、貧困を自己責任論でとらえられることがさらに子どもたちを追い詰めています注(3)。貧困は社会の問題として解決を図らなければなりません。

③不登校の子どもたち

昨年3月、文科省はCOCOLOプラン（誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策）をまとめました。不登校になっても学びたいと思ったときに多様な学びにつながる事が

できる環境を整えることを一つの柱にしています。

不登校の子どもはずっと増え続け、とくにこの数年で増加の勾配が増しています。昨年10月に発表された数字では、ほぼ30万人です。この数の周りには、さらに多くの別室登校、部分登校（頻繁な遅刻・早退）の子どもたちがいます。

この現実をどう考えるか。昨年10月東近江市長がフリースクールを公認する国の政策を批判し、「善良な市民は嫌がる子どもを学校に押し込んで義務教育を受けさせようとしている。不登校はそれができていない親の責任。」などと述べて物議をかもしました。暴論と言わざるをえませんが、しかし、学校の中に、「親の責任」「がまんできない子どもの資質のせい」などという理由付けで納得してしまう傾向は残っていないでしょうか。文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校の要因として「本人の無気力・不安」や「親子の関わり方」との回答が比較的多く挙がっていますが、これは学校の認識です。一方、保護者や本人を対象にした調査では認識に大きなギャップがあるという結果が報告されています注(4)。

文科省のCOCOLOプランは、公的に多様な学びの場を提供するということから、親や本人だけの問題ではなく社会の問題としてとらえ解決を図ろうとするものです。その意味で有益な施策といえます。しかし、ここで気を付けなければいけないことがあります。

子どもを多様な場に送り込むことで、学校の体制・文化に問題があってもそれをそのまま維持するということになってしまわないか、ということです。これでは、多様性の美名の下に合わない子どもをメインストリームから排除するということと変わりません。COCOLOプランでは、学校を「みんなが安心して学べる場に」とも言っていますが、そのためにどうするかが問われます。文科省は、1人1台端末を活用して変調を発見する、学校の風土をデータとして「見える化」するなどと言っていますが、そういう技術に走るより、まずは根本に立ち返ることが大事でしょう。それは、子どもの苦しむ心や体にもっと耳をかたむけるということです。それは、子どもの言語化できていない内面を感じ、一緒に言語化していく作業を重ねて自立の道を探っていくということです。その際、柔軟に学校の文化を変えていくことも必要になってきます。子どもが安心の居場所を感じられるよう、各地で工夫された取組があります。それらをお互いに学んで学校文化の改善に取り組んでいきたいと思います。

④どの子も共に

障がいのある子どもが普通学校の入学を拒否されたり、強引に特別支援学校に誘導されたなどというケースは、今もあります。一部の教員の意識にも同様のものが残っています。学級で「問題」行動が目立つ子どもに対して、「この子は

ほんとうはここで学ぶ子ではないんだ」として、支援をあきらめたり指導を放棄したりすることが見られます。そこには教育委員会や医師の権威に寄りかかる心性も働くのでしょう。

文科省は、特別支援学校・特別支援学級等がある分離された体制を「インクルーシブ教育システム」と名付けています。誰も取り残すことなく、その子に適切な場を提供するという意図なのでしょう。しかし、実際は、特別支援教育を受ける子どもの数が増加する一方だという事実があります。これは、従前より以上に巧みに分離を進めている結果ということではないでしょうか。ここで私たちは、子どもにとって分離された場は本当に適切な場といえるのかと厳しく問う必要があると考えます。2022年9月、国連の障害者権利委員会は、日本政府に対したくさんの勧告を出しました。その一つは、日本の特別支援教育がインクルーシブ教育と逆行しているのでは正せよというものでした。

本来のインクルーシブ教育は、ユネスコのサランカ宣言（1994年）で提起されたように、多様な者が一緒に学ぶ、そのために必要な合理的配慮を提供する、というものです。日本では、2016年施行された「障害者差別解消法」がありますが、今年4月にその改正法が施行され、公的機関だけでなく民間事業者にも合理的配慮を法的に義務付けるものとなりました。合理的配慮とは、等しく権利を享有するために必要な、調整や変更のことです。教育委員会や学校が合理的配慮を提供することで、障がいのある子どもも一緒に場で学ぶ実践が行われているという事実も、また一方であります。

例えば、医療的ケアの必要な子どもが特別支援学校でなく地域の学校を希望したところ、市教育委員会はこの一人のためにそこに「病弱・身体虚弱」の支援学級を設置した、というような例があります。今は特別稀なケースではありません。インクルーシブ教育に向けて、このような動きをさらに推し進める必要があります。

⑤その他の問題

子どもたちをめぐる状況については、まだいくつも注目しなければならない重要な事柄があります。

一つは、インターネットと子ども。インターネットやスマートフォンが子どもに及ぼす影響は甚大なものがあります。いじめや交友関係の問題。ネットの使いすぎが生活や脳に及ぼす悪影響。間違った情報による偏見や犯罪の被害と加害等々です。欧州を中心に各国では、子どものスマホ使用を制限する法制度がつくられつつありますが、日本はまだほとんど野放し状態です。

二つめに、いじめや自死の問題。いじめの認知件数はコロナ休校のあった年をのぞいて、ずっと増加しています。

三つめに、家庭の困難にかかわる問題。不適切な養育や虐待、ヤングケアラーなどの問題があります。

四つめに、過度の競争にさらされ時間と精神の余裕を失っているという問題。

このため他者と人間的な交流をしながら育つことが難しくなっているということがあげられます。

私たちが目を向けなければならない子どもの受難はきりがなく多いですが、地道に一人ひとりの子どもと向き合う実践を重ねていかなければなりません。

（5）研究課題

①差別の現実には深く学ぶ

差別は人の生活の具体的な場面で表れてくるものです。注意して深く見なければ見えてこないこともあります。何か差別事象があった時に、その加害者が「差別の意図はなかった」と言って平然としている場面を目にすることがあります。差別するつもりがなければ差別ではないのでしょうか。また、差別なんてものはなくて、差別だと騒いでいるのは当人の努力不足を棚に上げて不当に被害を訴えているだけなのだ、との主張もときに耳にします。

記念講演の上川多実さんは、具体的な生活場面を通してそれらの問題に切り込んでいます。「マイクロアグレッション」注(5)とか「現代的レイシズム」注(6)という言葉で語られている問題です。

私たちは、上川さんから差別を見抜く視点を学んでいきたいと思います。また、特別分科会では、部落解放同盟の方がご自身の体験を通して考えてきたことを語ってくださいます。部落差別の現実を学ぶことができる貴重な場です。

②教育保障（学力保障・進路保障）

狭山事件の犯人とされ、今、第3次再審請求をしている石川一雄さんは、1963年の逮捕当時、文字の読み書きにとっても不自由していました。部落差別による貧困と学校の無理解があったからです。部落の子は、よそからいじめられ、何か事件があると疑われ、教員からも見放された存在でした。そして警察の予断と偏見に満ちた捜査と長時間の取調を受け、ついに犯人に仕立てられていったのでした。取り返しのつかない人生となりました。その後石川さんは努力して文字を獲得し闘う力を身につけていきました。ここに「狭山の教育課題」があります。学校は見放される子どもを作ってはいけない。社会の不正に立ち向かえる力をつけなければいけない。自分の未来を展望できるようにしなければいけない。これら教育保障の課題は、同和教育が一貫して追求してきたことでもあります。「教育内容」や「仲間づくり」の課題も含め、“狭山”はたくさんの教育課題を提供しています。

先に述べたCOCOLOプランでも「誰一人取り残されない学びの保障」を謳っています。この実現のために何ができるか。学校に来られない子ども、学校に来て居場所がない子ども、「できない」まま見過ごされている子ども、自分の未来を悲観している子どもに関心を向けていきましょう。そして具体的な事実を丁寧に見て、子どもが抱えていることを想像し、向き合

っていきましょう。

③教育内容の創造

学校教育は学習指導要領に沿って進められていますが、それは「大綱的基準」であり、具体的な内容をどう選び、どう扱うかには、授業者の裁量が大きくあります。人権をテーマとする学習においては、まず、私たち自身が人権に敏感になって深く学ぼうとする姿勢を持ち、その上で教育内容を創造していくことが求められます。そういう実践の具体的事例を互いに学び合いましょう。

ここで考えるべき課題の一つは、学ぶべき内容を地域に求めるということ。地域に関心を向け、地域の人たちから学ぶのです。その意味では、例えば、草加市のように重要な地場産業としての皮革産業について、市全体で子どもたちの探求学習に位置付けて取り組んでいるところがあります。また、市の研修として“狭山”の現地に学ぶ取組を行っているところもあります。部落の歴史については、地域から学んで、部落の人たちが果たしてきた役割を積極的に学ぶ授業を今後も重視し、指導を工夫していく必要があります。

二つめには、子どもたちの課題に深くかかわろうとすること。通り一遍の知識ではなく、困っている子どもたちを元気づける内容を創るのです。例えば、子どもたちと一緒に“狭山”を学習している実践があります。差別と闘う石川一雄さんの生き方は子どもたちに深く届きます。また例えば、性的マイノリティについて、学校教育活動の中で扱うことによって救われる子どもはたくさんいます。

三つめには、当事者の声を聞くということ。「人権は大事だ」「差別はいけない」とは皆が言います。それが抽象的だと、子どもたちが生きていくうえでの力になりません。その課題の中にいる人の話を聞くことで具体的な認識は得られます。人権感覚もそうやって磨かれるところが大きいです。人権研修や人権学習の計画の中に当事者の話を聞く機会を積極的に取り入れていきましょう。

④仲間づくり・まちづくり

人権教育は、「人権に関する知的理解」と「人権感覚」を育てる課題があり、その基礎として「人権教育の成立基盤としての教育・学習環境」を整備する課題があると、文科省は述べています注（7）。この「基盤」は、別の言い方をすれば、仲間がいるということです。学校に、地域に、お互いをわかろうとする仲間がいるとき、私たちは差別に立ち向かえる力を得ることができます。

まず、教員が子どもをわかろうとすること、そして学級や学校に困難をともに考えようとする仲間をつくることは、人権教育の大事な取組になります。また、地域においては、人との温かいつながりを「基盤」として、人権に敏感になり、差別をなくしていこうとする取組がなされることが大事です。

教員が実践のなかで、それまで知らなかった

子どもの姿と出会うことがあります。どうしてそれに気づくことができたのか。それをお互いに学ぶことで、次の実践が開けてきます。

子ども同士の温かい関りをつくる実践が取り組まれています。競争や排除の原理がはたらくこともあり得る学校で、子どもたちをつないでいったのは、何か意識的な取組があったからです。そこをお互いに学び合っていきましょう。

集会所や隣保館では、差別のないまちづくりをめざしてさまざまな取組がなされています。市町村部局と教育委員会、そして学校との連携をどう図っているのか。その苦労や工夫をお互いに学ぶことで、どの地域にも参考になる知見が得られるはずです。

そこに人権教育の「基盤」があります。

本研究集会において、記念講演や各分科会報告は、上記研究課題に照らして、それぞれ大いに価値ある内容を持っています。討議を深めることでその価値を引き出し、共有し、結果として本研究集会が“豊かな学びの場”となるよう期待します。

注

（1） パターナリズム（父権主義）の「パター」は英語の「father」。つまり、父親が子どもに関わることを決めるのだという考え方。それを広げて、パターナリズムとは、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援することを言う。子どもの権利条約は、パターナリズムを否定して、子どもを権利の主体としたところに画期的な意義がある。

（2）公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン」2022年調査による。

（3）公益財団法人「あすのぼ」2024年発表による。困窮の原因が回答者や家族にあると責められた経験が「よくある＋ときどきある」と答えた割合は過半数（50.6%）をしめた。

（4）例えば、文科省から委託を受けて公益社団法人子どもの発達科学研究所が2023年行った調査がある。そこでは、不登校の要因について学校と家庭の認識のずれが認められた。

（5）マイクロアグレッションとは、他人を傷つける意図はないが、結果として傷つけてしまうような発言や行動。これを「差別」とは別物として論じる向きもあるが、加害の意図がなくても典型的な「差別」であることを見逃してはならない。

（6）現代的レイシズムは、正当な権利の主張を「特別扱いの要求」だと揶揄し、抑圧する。あからさまな偏見を表現する「古典的レイシズム」—例えば「〇〇人は能力が低い」などといった、あからさまな表現—とは違い、「差別なんて、もうない」「問題があるとすれば、それはマイノリティの努力不足のせいだ」「それなのに、マイノリティは差別があると言っては過剰な要求を行い、不当な特権を得ている」というような言説を展開する。

（7）文科省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」2008年